

# 入札制度改革について(素案)

～区の工事入札における現状と今後の取り組みについて～

## 区の公契約の現状と課題

### 世田谷区公契約条例 (平成27年4月1日施行)

- 《目的》
- ◆公契約に従事する労働者の適正な労働条件の確保
  - ◆事業者の経営環境の改善
  - ◆公契約の業務の質の確保
  - ◆区内産業の振興、地域経済の活性化

答申

### 適正化委員会答申書 (抜粋) 《令和3年2月》

- ◆条例は契約事業者のみならず下請負者にも適用されるため、条例の意義を広く周知し遵守を徹底する工夫が求められる
- ◆公契約については適正な予定価格や工期設定に努め、ダンピング防止のための制度改革を進め、事業者の経営及び労働環境の向上を目指す

### 低入札価格調査の実施状況

平成30年度：2件  
令和元年度：6件  
令和2年度：7件  
令和3年度：6件 (令和3年7月28日現在)

影響

- ◆低価格の競争による労働者へのしわ寄せ等の懸念
- ◆調査実施のため、工期のロス (約4週間)
- ◆調査資料の作成等により事業者の負担が増

## 取組み

### 《課題》

#### 条例遵守

適正な労働条件の確保等に向けた公契約条例の周知及び遵守の徹底

- ◆下請負者の労働者を含めた周知カードの配布等
- ◆条例遵守の徹底への取組み

### 仮称「世田谷区建設工事総合評価方式」 入札制度の実施

(既存の「施工能力審査型総合評価方式」を改定)

#### 《世田谷区公契約条例第5条(事業者の責務)に基づく新たな評価の視点を加える》

- ◆労働者への適正な賃金の支払い
- ◆労働者の適正な労働条件の確保
- ◆障害者雇用
- ◆男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス
- ◆子ども・若者育成
- ◆区内事業者の下請受注機会の拡大

(評価項目については裏面「価格点以外の評価」参照)

#### 《価格評価方法の改定》

- ◆一定額以下の入札価格の評価が逡減する方法の採用 (裏面「価格点の評価イメージ」参照)

#### 併せて検討

- ◆予定価格の全件事前公表 (現状は2千万円以上)
- ◆低入札調査基準価格の調査価格帯の変更

#### ダンピング等の防止

- ◆低入札価格調査に係る事業者負担の軽減
- ◆低入札価格調査に係る工期のロスの防止

過度な低価格入札の抑止となる手法の導入

#### 価格

適正な予定価格

- ◆より実勢価格に即した工事価格の設定 (起工担当部にて並行して実施)

#### 工期

適正な工期設定

- ◆更なる発注時期の平準化、労働環境等に更に配慮した工期設定 (起工担当部にて並行して実施)

## 効果

### 《入札制度等における効果》

- ◆労働環境等の評価項目を新規に設置し、価格以外での評価を拡充することで、事業者の施工体制を含めたより総合的な評価を可能とし、更に事業者への公契約条例の認知度および遵守意識の更なる向上を図る
- ◆条例に基づく取組み (労働者への適正な賃金の支払い) の実効性の強化

- ◆一定額以下の低価格入札の評価を低くすることにより過度な低価格入札を抑制し、調査に伴う事業者負担および工期のロスの発生頻度を低減
- ◆適正な価格による入札を促すことで、ダンピングの防止及び工事の履行品質の確保・向上に繋げる

- ◆より実勢に即した工事価格による更なる適正な競争入札を実現することで、過度な低価格入札を抑制し、調査に伴う事業者負担および工期のロスの発生頻度を低減

- ◆発注時期の分散及び準備期間や現場条件等を考慮した工期設定により、応札率の低下を改善

### 《社会的な波及効果》

#### 【適正な労働環境の確保】

- ◆労働報酬下限額の遵守による適正な賃金の支払い
- ◆社会保険の確実な加入等による労働福祉の確保
- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場づくり
- ◆適正な労働環境のもと、公共事業の質の確保・向上を図る

#### 【社会的責務へ向けた取組み】

- ◆障害者の雇用の促進等に関する法律、男女共同参画社会基本法等各種法令の趣旨に沿った取組みの推進

#### 【建設業の健全な発展】

- ◆過度な低価格入札に起因する下請負者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等品質確保への悪影響を抑止し、建設業への若年入職者の減少を改善
- ◆事業者の環境整備により、公共事業の質を確保・向上を図る

#### 【区の財政の更なる適正化】

- ◆より適正な予算の編成及び効率的な執行

#### 【経営・労働環境の向上】

- ◆年間を通じた安定的な工事の発注により事業者の経営環境を安定化、地域での雇用の創出、地域経済の活性化を図る
- ◆同時期への工事集中の回避や適正な工期設定により労働者の長時間労働の是正、休日の確保等の処遇改善

# 世田谷区施工能力審査型総合評価方式

# (仮称) 世田谷区建設工事総合評価方式

【評価値の算出】 ※評価値の最も高い者が落札者となる。

現行 評価値 = (A) 施工能力評価点 + (B) 地域貢献評価点 + (C) 価格点

改定後 評価値 = (1) 施工能力評価点 + (2) 地域貢献評価点 + (4) 公契約評価点 + (5) 価格点

## 【価格点以外の評価】

### 現行

評価項目	配点(満点)	評価の方法
A 施工能力評価点	13	当該発注業種と同種の工事で過去5年度内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評価通知書の総評定点を平均した値に応じて0~13点
	2	公告時点属する年度前5か年度内に工事成績トップ10に認定された案件がある場合は2点
	2	建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点
B 地域貢献評価点	4	公告時点において、区と災害時協力協定を締結している場合は2点、区と災害時協力協定に準ずる協定を締結している場合は2点
	2	公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は2点

### 改定後

現行の評価項目に加えて世田谷区公契約条例第5条（事業者の責務）の趣旨を踏まえ、以下の視点の評価項目（内容は例示）を加える。また、これに伴い現行の評価項目の配点等も必要に応じて見直す。

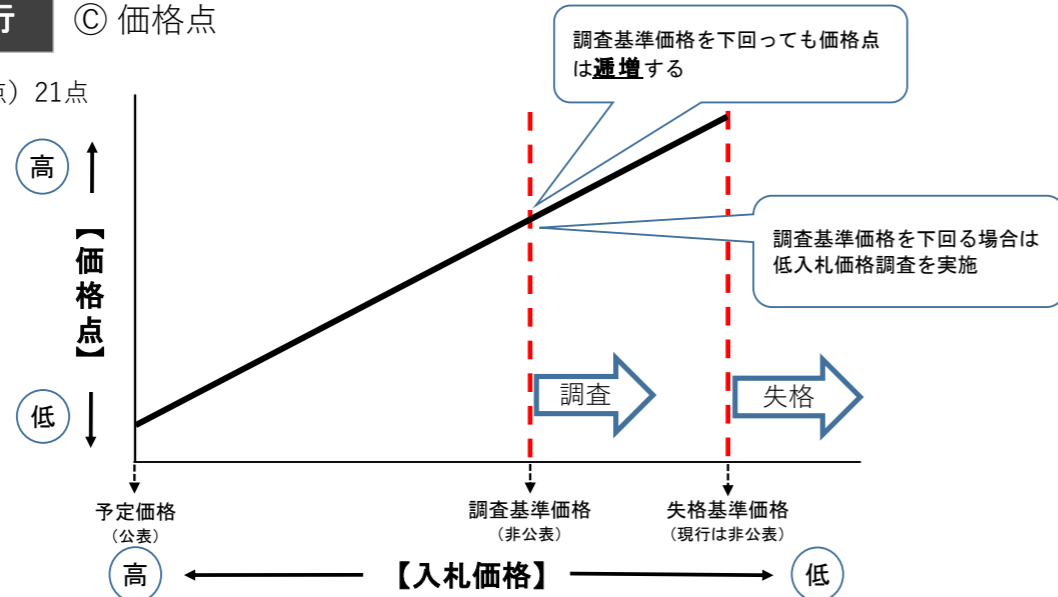
評価項目	評価の方法
① 施工能力評価点	工事成績 優良工事実績 配置予定技術者の資格
② 地域貢献評価点	災害時協力協定 区内本店
④ 公契約評価点	労働者への適正な賃金の支払い 労働報酬下限額の遵守（下請負者含む） 労働者の適正な労働条件の確保 ・退職金制度等の整備状況（建設業退職金共済制度の加入の有無、企業年金制度導入の有無など） ・労働安全衛生制度の充実度（建設業労働災害防止協会への加入の有無 など） ・建設キャリアアップシステムへの登録 障害者雇用 障害者の雇用状況 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス 次世代育成支援対策推進法等に基づく認定の有無など 子ども・若者育成 若年者の雇用・育成状況
③ 地域貢献評価点	区内事業者の下請受注機会の拡大 区内事業者による下請受注の割合

※配点は今後検討

## 【価格点の評価イメージ】 ※価格点は入札価格から一定の算定式に基づき算出する。

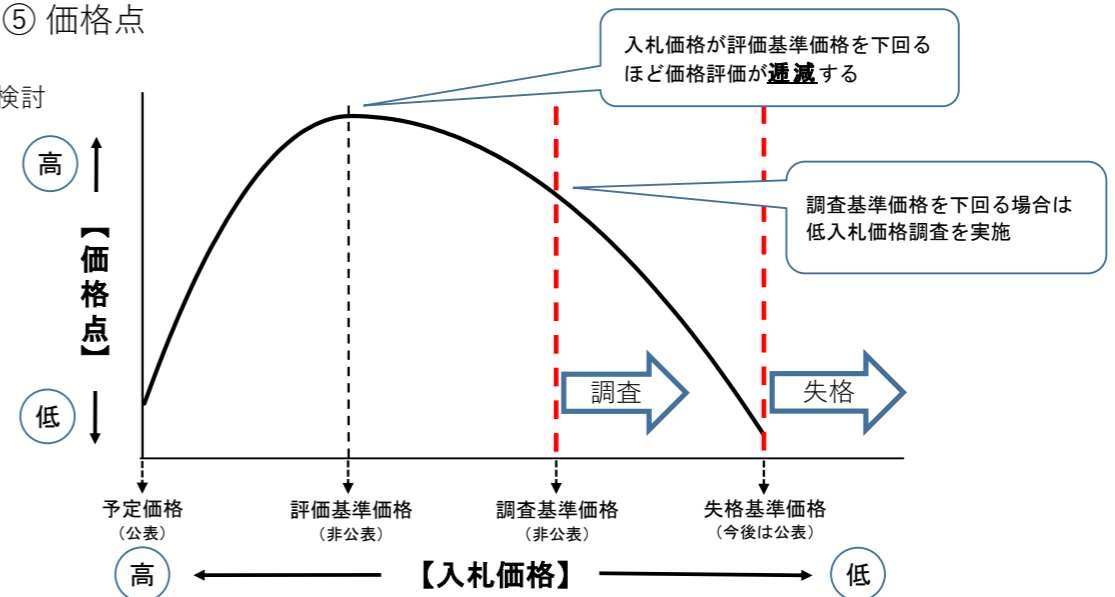
### 現行 C 価格点

※配点(満点) 21点



### 改定後 ⑤ 価格点

※配点は今後検討



《予定価格及び各基準価格についての考え方》

#### 1 改定後も現行と取り扱いが変わらないもの

##### (1) 予定価格

予定価格は、契約金額の上限としてあらかじめ設定する価格であり、積算基準等によって適正に算出された設計金額に基づき決定する。予定価格は事前公表とする。

##### (2) 調査基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施する。調査基準価格は非公表とする。

#### 2 改定後に取り扱いが変わるもの

##### (1) 失格基準価格

契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とする。現行は非公表だが、改定後は事前公表とする。

#### 3 改定により新設されるもの

##### (1) 評価基準価格

予定価格の制限の範囲内で競争入札を行うことで、企業の工夫等により一定の見積努力が可能と考えられるが、適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格を設定し、評価基準価格を下回る入札では価格点が適減するものとする。評価基準価格は、予定価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をもとに算定式(公表)により算出し、非公表とする。